―新城市「燃費マネージャー」モニター実施にあたって―

このたびは、「燃費マネージャー」モニターにご参加いただきありがとうございます。これから、燃費マネージャーを使って日ごろの運転をチェックし、エコ運転のコツをつかんでみましょう。

1 『新城市「燃費マネージャー」燃費データ・体験レポート』や取扱説明書、マニュアルを参考に、取り付けと機器の補正をしましょう。

①まず、取扱説明書（P．17～）に従い機器を取り付けます。
【注意】保護設定や暗証番号の入力は行わないでください。また、配線は運転の支障にならないように必ず固定してください。
（箱や梱包材は捨てないでとっておき、後日返却してください。）

②次に、取扱説明書（P．30～）に従い補正作業を行います。
取付直後は特にすることはありませんが、装着後１回目の給油は早めに行いましょう。（給油は満タンにします。）
１回目の給油時に機器を設定した後は、次の給油（２回目の給油）まで日ごろの運転（通常運転）を行います。

（補正期間中の燃費表示は正確ではありません）

③１回目の給油以降、燃料タンク半分以上、距離 200～300km 程度走行してから２回目の給油で満タンにします。
通常運転での燃費データを用紙（様式２）に記入し、機器にも実値（実距離・給油量）を入力（P．32～）しましょう。

給油時のスタンド担当者によって、どこまで入れた時点で給油をストップするかが違うことにより燃料使用量の誤差が毎回出てしまいます。厳密に補正したい場合には、毎回給油の時に「ギリギリまで入れてください」と頼むか、又は毎回セルフスタンドを利用しご自分でお入れになることをお奨めいたします。

2 補正期間の終了後、エコドライブを実践しましょう。

①燃費マネージャーの瞬間燃費や平均燃費などの表示を目安に運転し、給油日ごとの燃費データ（実測数値）などを様式２に記入しましょう。

運転中は長時間注視しないようご注意ください。

（約３カ月経過…）

3 約３カ月（他に貸し出し希望者がいる場合）経過したら、環境課へ返却しましょう。

①体験レポートやアンケートなども記入し、環境課へ提出してください。
返却予定日以降も継続してモニターを希望される場合は、返却予定日の１０日前までに環境課へご連絡ください。
他に貸し出し希望者がいない場合などは、貸出継続可能ですのでご相談ください。

これからも、引き続きエコドライブを実践しましょう！！

★★★「燃費マネージャー」モニター Q&A★★★

Q1　燃費マネージャーは、いつまで借りられるの？

借りた月の翌月から数えて３カ月後の末日までです。
例えば、平成２０年１０月中に借りた方は、平成２１年１月末日が返却予定日となります。

Q２　返却予定日以降も、モニターを継続したいのですが？

継続してモニターを希望される場合は、返却予定日の１０日前までに環境課（0536-23-7677）へご連絡ください。
ただし、燃費マネージャーモニター希望者が多数いる場合などは継続をお断りすることがありますのでご了承ください。

Q３　燃費マネージャーを友達に貸してもいいですか？

燃費マネージャーを第三者に転貸したり、目的外に使用することはできません。モニター期間中でも、貸出を取消し返却を求めることがありますのでご注意ください。

Q４　燃費マネージャーを壊してしまったときは？

すぐに環境課（0536-23-7677）へ連絡してください。故意や重大な過失により機器を壊したり紛失してしまった場合には、弁償していただく場合もありますので取扱には十分なご注意をお願いします。

Q５　エコドライブについて、もっと詳しく知りたいのですが？

エコドライブなどについて次のホームページで詳しく紹介しています。ぜひご覧ください。

・財団法人日本自動車連盟（JAF）のホームページ　http://www.jaf.or.jp/
・交通ｴｺﾛｼﾞｰ・ﾓﾋﾞﾘﾃｨ財団のホームページ　http://www.ecomo.or.jp/
・ﾁｬﾚﾝｼﾞ 25 ｷｬﾝﾍﾟｰﾝのホームページ　http://www.challenge25.go.jp/
・財団法人省エネルギーセンターのホームページ　http://www.eccj.or.jp/
・エコドライブを楽しむ地球人サイト　http://www.recoo.jp/

―お問い合わせ―
新城市　環境課
電話 0536-23-7677　FAX 0536-23-8388
E メール kankyou@city.shinshiro.lg.jp